

令和7年度

八戸市 一般会計 予算
各特別会計

目 次

議案第 2 号	令和 7 年度八戸市一般会計予算	4
第 1 表	歳入歳出予算	
歳 入		6
歳 出		9
第 2 表	継 続 費	11
第 3 表	債務負担行為	12
第 4 表	地 方 債	14
議案第 3 号	令和 7 年度八戸市自動車運送事業会計予算	16
議案第 4 号	令和 7 年度八戸市立市民病院事業会計予算	20
議案第 5 号	令和 7 年度八戸市下水道事業会計予算	25
議案第 6 号	令和 7 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	29
議案第 7 号	令和 7 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	33
議案第 8 号	令和 7 年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	38
議案第 9 号	令和 7 年度八戸市駐車場特別会計予算	43
議案第 10 号	令和 7 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	47
議案第 11 号	令和 7 年度八戸市霊園特別会計予算	52
議案第 12 号	令和 7 年度八戸市介護保険特別会計予算	57
議案第 13 号	令和 7 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	61
議案第 14 号	令和 7 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	66
議案第 15 号	令和 7 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	70
議案第 16 号	令和 7 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	76

令和 7 年 度

八 戸 市 一 般 会 計 予 算

議案第2号

令和7年度八戸市一般会計予算

令和7年度八戸市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

一般会計

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1市	税	31,000,000	29,100,000	1,900,000
	1市民税	12,985,000	11,500,000	1,485,000
	2固定資産税	15,360,000	15,000,000	360,000
	3軽自動車税	725,000	725,000	0
	4市たばこ税	1,925,000	1,870,000	55,000
	5鉱産税	4,999	4,999	0
	6特別土地保有税	1	1	0
2地方譲与税		802,000	792,000	10,000
	1地方揮発油譲与税	157,000	159,000	△2,000
	2自動車重量譲与税	522,000	512,000	10,000
	3特別とん譲与税	53,000	54,000	△1,000
	4森林環境譲与税	70,000	67,000	3,000
3利子割交付金		27,000	9,300	17,700
	1利子割交付金	27,000	9,300	17,700
4配当割交付金		84,000	52,000	32,000
	1配当割交付金	84,000	52,000	32,000
5株式等譲渡所得割交付金		125,000	59,000	66,000
	1株式等譲渡所得割交付金	125,000	59,000	66,000
6法人事業税交付金		503,000	436,000	67,000
	1法人事業税交付金	503,000	436,000	67,000
7地方消費税交付金		6,160,000	5,771,000	389,000
	1地方消費税交付金	6,160,000	5,771,000	389,000
8環境性能割交付金		83,000	89,000	△6,000
	1環境性能割交付金	83,000	89,000	△6,000
9ゴルフ場利用税交付金		1,500	1,500	0

一般会計

一般会計
(歳入)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,500	1,500	0
10 国有提供施設等所在市助成交付金		485,000	485,000	0
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	485,000	485,000	0
11 地方特例交付金		230,000	1,329,000	△1,099,000
	1 地方特例交付金	230,000	1,329,000	△1,099,000
12 地方交付税		19,490,000	18,260,000	1,230,000
	1 地方交付税	19,490,000	18,260,000	1,230,000
13 交通安全対策特別交付金		28,000	30,000	△2,000
	1 交通安全対策特別交付金	28,000	30,000	△2,000
14 分担金及び負担金		361,273	124,055	237,218
	1 負担金	361,273	124,055	237,218
15 使用料及び手数料		1,352,110	1,382,388	△30,278
	1 使用料	823,516	844,476	△20,960
	2 手数料	528,594	537,912	△9,318
16 国庫支出金		21,122,060	19,458,205	1,663,855
	1 国庫負担金	17,018,646	15,787,827	1,230,819
	2 国庫補助金	4,039,541	3,608,366	431,175
	3 委託金	63,873	62,012	1,861
17 県支出金		8,269,539	7,488,058	781,481
	1 県負担金	5,947,033	6,044,903	△97,870
	2 県補助金	1,721,314	1,077,771	643,543
	3 委託金	601,192	365,384	235,808
18 財産収入		130,184	107,713	22,471
	1 財産運用収入	123,181	102,510	20,671
	2 財産売却収入	7,003	5,203	1,800
19 寄附金		87,000	80,000	7,000
	1 寄附金	87,000	80,000	7,000

20 繰	入	金		3,319,079	3,360,394	△41,315
	1 基	金	繰	入	金	
				3,319,079	3,360,394	△41,315
21 繰	越	金		1	1	0
	1 繰		越	金		
				1	1	0
22 諸	収	入		2,074,754	1,805,386	269,368
	1 延	滞	金	加	算	金
				及	び	過
				料		
				40,000	40,000	0
	2 市		預	金	利	子
				1,000	1	999
	3 貸	付	金	元	利	収
				入		
				1,127,101	1,037,682	89,419
	4 受	託	事	業	収	入
				112,629	111,048	1,581
	5 雑			入		
				794,024	616,655	177,369
23 市						
				4,765,500	5,880,000	△1,114,500
	1 市			債		
				4,765,500	5,880,000	△1,114,500
	歳	入	合	計		
				100,500,000	96,100,000	4,400,000

一般会計
(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 議 会 費		千円 518,380	千円 513,475	千円 4,905
	1 議 会 費	518,380	513,475	4,905
2 総 務 費		7,416,666	6,488,734	927,932
	1 総 務 管 理 費	4,112,383	4,282,416	△170,033
	2 徴 税 費	1,999,869	1,371,069	628,800
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	773,387	651,281	122,106
	4 選 挙 費	294,701	64,158	230,543
	5 統 計 調 査 費	166,114	51,074	115,040
	6 監 査 委 員 費	69,976	68,501	1,475
	7 諸 費	236	235	1
3 民 生 費		39,322,687	38,323,148	999,539
	1 社 会 福 祉 費	15,806,852	15,656,595	150,257
	2 国 民 年 金 費	47,278	46,764	514
	3 社 会 福 祉 施 設 費	222,262	253,198	△30,936
	4 児 童 福 祉 費	16,529,426	15,737,621	791,805
	5 生 活 保 護 費	6,716,441	6,628,416	88,025
	6 災 害 救 助 費	428	554	△126
4 衛 生 費		12,340,688	11,910,960	429,728
	1 保 健 衛 生 費	8,649,401	8,527,653	121,748
	2 清 掃 費	3,691,287	3,383,307	307,980
5 労 働 費		224,234	221,961	2,273
	1 労 働 諸 費	224,234	221,961	2,273
6 農 林 水 産 業 費		1,854,118	1,555,144	298,974
	1 農 業 費	1,016,982	977,379	39,603
	2 林 業 費	170,340	79,542	90,798
	3 水 産 業 費	666,796	498,223	168,573
7 商 工 費		3,526,966	3,928,924	△401,958

	1 商 工 費	3,526,966	3,928,924	△401,958
8 土 木 費		9,925,714	9,224,654	701,060
	1 土 木 管 理 費	844,099	790,857	53,242
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,754,375	3,244,709	△490,334
	3 港 湾 費	247,372	182,052	65,320
	4 都 市 計 画 費	5,135,816	4,084,847	1,050,969
	5 住 宅 費	626,018	641,479	△15,461
	6 河 川 費	318,034	280,710	37,324
9 消 防 費		3,488,459	3,361,004	127,455
	1 消 防 費	3,488,459	3,361,004	127,455
10 教 育 費		11,736,620	10,901,605	835,015
	1 教 育 総 務 費	2,230,627	1,912,600	318,027
	2 小 学 校 費	1,080,190	1,861,907	△781,717
	3 中 学 校 費	669,866	546,035	123,831
	4 幼 稚 園 費	9,660	14,610	△4,950
	5 社 会 教 育 費	3,362,204	3,272,764	89,440
	6 保 健 体 育 費	4,384,073	3,293,689	1,090,384
11 災 害 復 旧 費		1	1	0
	1 災 害 復 旧 費	1	1	0
12 公 債 費		9,574,795	9,169,621	405,174
	1 公 債 費	9,574,795	9,169,621	405,174
13 諸 支 出 金		520,672	450,769	69,903
	1 公 営 企 業 費	520,672	450,769	69,903
14 予 備 費		50,000	50,000	0
	1 予 備 費	50,000	50,000	0
歳 出 合 計		100,500,000	96,100,000	4,400,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
7 商工費	1 商工費	旧柏崎小学校跡地広場整備事業	560,000	令和7年度	220,000
				令和8年度	220,000
				令和9年度	120,000
10 教育費	5 社会教育費	公会堂・公民館空調熱源設備更新事業	410,960	令和7年度	164,384
				令和8年度	246,576
				令和7年度	40,000
		博物館展示等リニューアル事業	400,000	令和8年度	180,000
				令和9年度	180,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
地方税ポータルシステム (エ ル タ ッ ク ス) 利 用 料	令和8年度から 令和10年度まで	千円 17,671
戸籍入力等業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,444
児童館指定管理料 (業 務 内 容 追 加 等 分)	令和8年度から 令和10年度まで	32,073
令和7年度保育士修学資金貸付金	令和8年度から 令和10年度まで	3,840
令和7年度看護師等修学資金貸付金	令和8年度から 令和10年度まで	12,960
令和7年度障がい者雇用奨励金	令和7年度から 令和9年度まで	交付対象者1人につき10千円(短時間労働の障がい者については6千円)を対象月(12か月以内)に乗じて得た額、ただし重度障がい者については1人につき20千円(短時間労働の重度障がい者については12千円)を対象月(12か月以内)に乗じて得た額
令和7年度新規高等学校卒業者雇用奨励金	令和7年度から 令和9年度まで	交付対象者1人につき10千円を対象月(12か月以内)に乗じて得た額
令和7年度離職者雇用奨励金	令和7年度から 令和9年度まで	交付対象者1人につき10千円を対象月(12か月以内)に乗じて得た額

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度ほんのり温ったか 八戸移住計画支援事業 (住宅費助成金)	令和7年度から 令和8年度まで	交付対象1件につき月額30千円又は40千円を対象月(6か月以 内)に乗じて得た額
令和7年度農業近代化資金利子補給補助金	令和7年度から 令和10年度まで	令和7年度の融資に係る毎年1月1日から12月31日までの各期間 における融資平均残高に0.7%以内に乗じて得た額
令和7年度マル経融資利子補給事業補助金	令和7年度から 令和11年度まで	令和7年度の融資に係る各年度の融資残高に1.0%以内に乗じて 得た額
令和7年度創業融資利子補給事業補助金	令和7年度から 令和11年度まで	令和7年度の融資に係る各年度の融資残高に1.0%以内に乗じて 得た額
奨学金未収金回収業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	3,240
小学校LED照明器具賃借料	令和8年度から 令和17年度まで	511,710
中学校LED照明器具賃借料	令和8年度から 令和17年度まで	365,190
給食センター整備に 関する業務支援委託料	令和8年度	21,000
天然ガス供給設備負担金 (サテライト設備分)	令和8年度から 令和14年度まで	19,500

第 4 表 地 方 債

起債の目的（事業名）	限度額	起債の方法	利率（年利）	償還の方法
庁舎等施設整備事業	177,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
社会福祉事業	86,200	〃	〃	〃
児童福祉事業	159,300	〃	〃	〃
清掃事業	237,500	〃	〃	〃
保健衛生事業	2,900	〃	〃	〃
労働施設整備事業	6,800	〃	〃	〃
農業整備事業	174,800	〃	〃	〃
農業振興事業	11,300	〃	〃	〃
森林保護施設整備事業	39,600	〃	〃	〃
漁港整備事業	29,200	〃	〃	〃
商工施設整備事業	309,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	248,600	〃	〃	〃
観光事業	500	〃	〃	〃
道路橋りょう事業	1,243,700	〃	〃	〃
港湾整備事業	207,700	〃	〃	〃
都市計画事業	490,300	〃	〃	〃
住宅建設事業	187,800	〃	〃	〃
河川改修事業	185,500	〃	〃	〃
排水路事業	82,500	〃	〃	〃
消防施設整備事業	7,500	〃	〃	〃
小学校整備事業	104,200	〃	〃	〃
社会教育事業	702,400	〃	〃	〃
保健体育事業	70,300	〃	〃	〃
合 計	4,765,500			

令和 7 年 度

八戸市自動車運送事業会計予算

議案第3号

令和7年度八戸市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度八戸市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)年度末在籍車両数	109 両	
(2)年間営業走行キロメートル	3,256 千キロメートル	
(3)年間輸送人員	5,140 千人	
(4)一日平均輸送人員	14,082 人	
(5)主要な建設改良事業	(イ) 乗合バス購入費	18,600 千円
	(ロ) LED行先表示器等更新事業	24,500 千円
	(ハ) 旭ヶ丘営業所トイレ改修等事業	61,100 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	1,563,564 千円	第1款 事業費	1,962,020 千円
第1項 営業収益	1,026,782 千円	第1項 営業費用	1,930,622 千円
第2項 営業外収益	536,782 千円	第2項 営業外費用	31,398 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 18,912千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入		支 出				
第1款	資 本 的 収 入	173,872 千円	第1款	資 本 的 支 出	192,784 千円	
	第1項	企 業 債	105,200 千円	第1項	建 設 改 良 費	105,514 千円
	第2項	出 資 金	68,672 千円	第2項	企 業 債 償 還 金	87,120 千円
				第3項	投 資	150 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率(年 利)	償 還 の 方 法
建 設 改 良 資 金	105,200千円	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め15年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用・営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,222,721 千円

(他会計からの補助金)

第9条 八戸市自動車運送事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、452,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、1,000千円と定める。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

令和 7 年 度

八戸市立市民病院事業会計予算

議案第4号

令和7年度八戸市立市民病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度八戸市立市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	608 床		
(2) 年間延患者数	入 院	183,960 人	外 来 251,680 人
(3) 1日平均患者数	入 院	504 人	外 来 1,040 人
(4) 主要な建設改良費	(イ) 病院施設整備事業	900,000 千円	
	(ロ) 病院設備整備事業	1,185,821 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	22,418,000 千円	第1款 事業費	24,618,000 千円
第1項 医業収益	21,144,505 千円	第1項 医業費用	24,396,474 千円
第2項 医業外収益	1,225,899 千円	第2項 医業外費用	221,526 千円
第3項 特別利益	47,596 千円		

市民病院事業会計

市民病院事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,858,449 千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	2,511,654 千円	第1款 資本的支出	4,370,103 千円
第1項 企業債	2,050,000 千円	第1項 建設改良費	2,085,821 千円
第2項 負担金	461,654 千円	第2項 企業債償還金	2,279,277 千円
		第3項 投資	5,005 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
放射線治療システム整備費	令和7年度から 令和8年度まで	869,000 千円
院内照明 LED 化経費	令和7年度から 令和17年度まで	350,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率(年利)	償還の方法
病院施設整備事業	900,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
病院設備整備事業	1,150,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	据置期間を含め10年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用・医業外費用

市民病院事業会計

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 11,744,168 千円 |
| (2) 交 際 費 | 500 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,963,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	建物附属設備	発電機更新	一式
	医 療 機 器	眼科検査システム	一式
	医 療 機 器	生体情報モニタ	一式
	医 療 機 器	手術用顕微鏡装置	一式
	医 療 機 器	血管撮影アンギオ装置	一式
	医 療 機 器	全身用 X 線撮影装置 (CT)	一式
	医 療 機 器	医療用無停電電源装置	一式

令和7年2月25日 提出

八 戸 市 長 熊 谷 雄 一

令 和 7 年 度

八戸市下水道事業会計予算

令和7年度八戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度八戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	66,630 戸		
(2) 年間総排水量	21,597,200 m ³		
(3) 一日平均排水量	59,170 m ³		
(4) 主な建設改良事業			
	(イ) 管路建設改良事業	3,895,452 千円	
	(ロ) 処理場建設改良事業	20,000 千円	
	(ハ) ポンプ場建設改良事業	1,009,000 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			支 出		
第1款	事業収益	7,557,537 千円	第1款	事業費	7,303,121 千円
第1項	営業収益	3,956,093 千円	第1項	営業費用	6,925,329 千円
第2項	営業外収益	3,590,507 千円	第2項	営業外費用	377,791 千円
第3項	特別利益	10,937 千円	第3項	特別損失	1 千円

下水道事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,566,521千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入		支 出		
第1款	資本的収入	6,497,360 千円	第1款 資本的支出	9,063,881 千円
第1項	企業債	4,884,800 千円	第1項 建設改良費	5,267,794 千円
第2項	他会計補助金	30,000 千円	第2項 投資	29 千円
第3項	国庫補助金	1,497,000 千円	第3項 企業債償還金	3,796,058 千円
第4項	負担金及び分担金	85,560 千円		

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	田面木地区下水道整備事業	280,000	令和7年度	140,000
				令和8年度	140,000
		根城西ノ沢汚水中継ポンプ場整備事業(機械・電気)	250,000	令和7年度	115,000
				令和8年度	135,000
		館鼻汚水中継ポンプ場設備改築事業(機械・電気)	780,000	令和7年度	255,000
				令和8年度	255,000
		令和9年度	270,000		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	4,884,800千円	証書借入 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 504,378 千円

(他会計からの補助金)

第10条 八戸市下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,020,000千円である。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

令和 7 年 度

八戸市国民健康保険特別会計予算

議案第6号

令和7年度八戸市国民健康保険特別会計予算

令和7年度八戸市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,445,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		3,269,551	3,281,632	△12,081
	1 国民健康保険税	3,269,551	3,281,632	△12,081
2 使用料及び手数料		31	31	0
	1 手数料	31	31	0
3 国庫支出金		16,390	2,642	13,748
	1 国庫補助金	16,390	2,642	13,748
4 県支出金		15,563,289	15,468,245	95,044
	1 県補助金	15,563,289	15,468,245	95,044
5 財産収入		1,816	98	1,718
	1 財産運用収入	1,816	98	1,718
6 繰入金		2,519,778	2,611,420	△91,642
	1 他会計繰入金	2,065,740	2,111,420	△45,680
	2 基金繰入金	454,038	500,000	△45,962
7 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
8 諸収入		75,044	80,031	△4,987
	1 延滞金、加算金及び過料	50,700	60,700	△10,000
	2 雑収入	24,344	19,331	5,013
歳入合計		21,445,900	21,444,100	1,800

国民健康保険特別会計
(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 総 務 費		399,892	366,101	33,791
	1 総 務 管 理 費	273,373	240,985	32,388
	2 徴 収 費	125,267	123,779	1,488
	3 運 営 協 議 会 費	1,252	1,337	△85
2 保 険 給 付 費		15,207,926	15,138,237	69,689
	1 療 養 諸 費	13,153,097	13,165,408	△12,311
	2 高 額 療 養 費	1,988,710	1,902,210	86,500
	3 移 送 費	100	100	0
	4 出 産 育 児 諸 費	45,019	45,019	0
	5 葬 祭 諸 費	20,500	24,500	△4,000
	6 傷 病 手 当 金	500	1,000	△500
3 国民健康保険事業費納付金		5,570,075	5,752,203	△182,128
	1 医 療 給 付 費 分	3,779,357	3,825,250	△45,893
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,317,014	1,408,693	△91,679
	3 介 護 納 付 金 分	473,704	518,260	△44,556
4 保 健 事 業 費		243,190	164,460	78,730
	1 保 健 事 業 費	88,440	46,846	41,594
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	154,750	117,614	37,136
5 基 金 積 立 金		1,817	99	1,718
	1 基 金 積 立 金	1,817	99	1,718
6 諸 支 出 金		23,000	23,000	0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	23,000	23,000	0
歳 出	合 計	21,445,900	21,444,100	1,800

令和 7 年 度

地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算

議案第7号

令和7年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算

令和7年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 335,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		40,002	36,471	3,531
	1 使用料	39,688	36,092	3,596
	2 手数料	314	379	△65
2 財産収入		1,923	2,959	△1,036
	1 財産運用収入	1,923	2,959	△1,036
3 繰入金		158,902	166,862	△7,960
	1 他会計繰入金	158,902	166,862	△7,960
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		29,672	34,607	△4,935
	1 雑収入	29,672	34,607	△4,935
6 市債		104,800	57,700	47,100
	1 市債	104,800	57,700	47,100
歳入	合計	335,300	298,600	36,700

地方卸売市場八戸市魚市場特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 317,409	千円 281,327	千円 36,082
	1 総 務 管 理 費	317,409	281,327	36,082
2 公 債 費		17,891	17,273	618
	1 公 債 費	17,891	17,273	618
歳 出	合 計	335,300	298,600	36,700

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限度額	起債の方法	利率（年利）	償還の方法
魚市場整備事業	千円 104,800	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和7年度

八戸市 都市計画
土地区画整理事業 特別会計予算

議案第8号

令和7年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算

令和7年度八戸市の都市計画土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,798,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		3	3	0
	1 手数料	3	3	0
2 国庫支出金		20,400	155,000	△134,600
	1 国庫補助金	20,400	155,000	△134,600
3 財産収入		20,000	633,184	△613,184
	1 保留地処分金	20,000	633,184	△613,184
4 繰入金		665,196	13,212	651,984
	1 他会計繰入金	665,196	13,212	651,984
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 市債		1,092,700	948,100	144,600
	1 市債	1,092,700	948,100	144,600
歳入合計		1,798,300	1,749,500	48,800

都市計画土地地区画整理事業特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 八戸駅西土地地区画整理事業費		1,306,018	1,308,290	△2,272
	1 八戸駅西土地地区画整理事業費	1,306,018	1,308,290	△2,272
2 公 債 費		492,282	441,210	51,072
	1 公 債 費	492,282	441,210	51,072
歳 出	合 計	1,798,300	1,749,500	48,800

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 1,092,700	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 <small>（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</small>	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 7 年 度

八戸市駐車場特別会計予算

議案第9号

令和7年度八戸市駐車場特別会計予算

令和7年度八戸市の駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 178,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		105,092	109,292	△4,200
	1 使用料	105,091	109,291	△4,200
	2 手数料	1	1	0
2 繰入金		73,307	73,507	△200
	1 他会計繰入金	73,307	73,507	△200
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
歳入合計		178,400	182,800	△4,400

駐車場特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 管 理 費		千円 72,990	千円 77,245	千円 △4,255
	1 管 理 費	72,990	77,245	△4,255
2 公 債 費		105,410	105,555	△145
	1 公 債 費	105,410	105,555	△145
歳 出	合 計	178,400	182,800	△4,400

令和 7 年 度

八戸市中央卸売市場特別会計予算

議案第10号

令和7年度八戸市中央卸売市場特別会計予算

令和7年度八戸市の中央卸売市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 233,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 172,442	千円 170,481	千円 1,961
	1 使用料	172,441	170,480	1,961
	2 手数料	1	1	0
2 財産収入		4,516	4,516	0
	1 財産運用収入	4,516	4,516	0
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		54,641	55,502	△861
	1 雑入	54,641	55,502	△861
5 市債		1,900	202,400	△200,500
	1 市債	1,900	202,400	△200,500
歳入	合計	233,500	432,900	△199,400

中央卸売市場特別会計
(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 総 務 費		198,469	399,104	△200,635
	1 総 務 管 理 費	198,469	399,104	△200,635
2 公 債 費		35,031	33,796	1,235
	1 公 債 費	35,031	33,796	1,235
歳 出	合 計	233,500	432,900	△199,400

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備事業	千円 1,900	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 7 年 度

八戸市霊園特別会計予算

議案第11号

令和7年度八戸市霊園特別会計予算

令和7年度八戸市の霊園特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		41,241	43,011	△1,770
	1 使用料	41,241	43,011	△1,770
2 繰入金		12,057	7,587	4,470
	1 他会計繰入金	12,057	7,587	4,470
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		1	1	0
	1 雑収入	1	1	0
5 市債		3,000	0	3,000
	1 市債	3,000	0	3,000
歳入合計		56,300	50,600	5,700

霊園特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 52,731	千円 47,030	千円 5,701
	1 総 務 管 理 費	52,731	47,030	5,701
2 公 債 費		3,569	3,570	△1
	1 公 債 費	3,569	3,570	△1
歳 出	合 計	56,300	50,600	5,700

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
霊園整備事業	千円 3,000	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 <small>（ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）</small>	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 7 年 度

八戸市介護保険特別会計予算

議案第12号

令和7年度八戸市介護保険特別会計予算

令和7年度八戸市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,042,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 保 險 料		4,393,965	4,381,984	11,981
	1 介 護 保 險 料	4,393,965	4,381,984	11,981
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2	2	0
	1 手 数 料	2	2	0
3 国 庫 支 出 金		5,228,598	5,217,795	10,803
	1 国 庫 負 担 金	3,840,471	3,830,561	9,910
	2 国 庫 補 助 金	1,388,127	1,387,234	893
4 支 払 基 金 交 付 金		5,719,088	5,713,738	5,350
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,719,088	5,713,738	5,350
5 県 支 出 金		2,986,326	2,992,865	△6,539
	1 県 負 担 金	2,854,531	2,864,441	△9,910
	2 県 補 助 金	131,795	128,424	3,371
6 財 産 収 入		3,516	200	3,316
	1 財 産 運 用 収 入	3,516	200	3,316
7 繰 入 金		3,710,136	3,673,969	36,167
	1 他 会 計 繰 入 金	3,401,211	3,394,635	6,576
	2 基 金 繰 入 金	308,925	279,334	29,591
8 繰 越 金		1	1	0
	1 繰 越 金	1	1	0
9 諸 収 入		1,268	1,046	222
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1	1	0
	2 雑 入	1,267	1,045	222
歳 入 合 計		22,042,900	21,981,600	61,300

介護保険特別会計

介護保険特別会計
(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 総 務 費		462,812	456,866	5,946
	1 総 務 管 理 費	268,142	268,251	△109
	2 徴 収 費	23,334	21,157	2,177
	3 要 介 護 認 定 経 費	171,336	167,458	3,878
2 保 険 給 付 費		20,600,000	20,600,000	0
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	19,379,000	19,363,200	15,800
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	233,800	215,400	18,400
	3 そ の 他 諸 費	25,000	22,000	3,000
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	499,000	491,600	7,400
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	63,200	60,200	3,000
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	400,000	447,600	△47,600
3 地 域 支 援 事 業 費		889,609	864,963	24,646
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	489,654	477,664	11,990
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	88,458	80,834	7,624
	3 包 括 的 支 援 事 業 等 費	307,719	302,895	4,824
	4 そ の 他 諸 費	3,778	3,570	208
4 基 金 積 立 金		3,516	200	3,316
	1 基 金 積 立 金	3,516	200	3,316
5 諸 支 出 金		86,963	59,571	27,392
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	86,963	59,571	27,392
歳 出	合 計	22,042,900	21,981,600	61,300

令和 7 年 度

八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算

議案第13号

令和7年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算

令和7年度八戸市の国民健康保険南郷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 診療収入		千円 160,354	千円 157,557	千円 2,797
	1 外来収入	136,104	132,307	3,797
	2 その他の診療収入	24,250	25,250	△1,000
2 使用料及び手数料		200	200	0
	1 手数料	200	200	0
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		7,845	6,442	1,403
	1 受託事業収入	5,030	4,030	1,000
	2 雑収入	2,815	2,412	403
5 市債		24,200	17,500	6,700
	1 市債	24,200	17,500	6,700
歳入合計		192,600	181,700	10,900

国民健康保険南郷診療所特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 141,242	千円 139,954	千円 1,288
	1 施 設 管 理 費	141,242	139,954	1,288
2 医 業 費		45,169	35,571	9,598
	1 医 業 費	45,169	35,571	9,598
3 公 債 費		6,189	6,175	14
	1 公 債 費	6,189	6,175	14
歳 出 合 計		192,600	181,700	10,900

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
南郷診療所整備事業	千円 24,200	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 <small>（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</small>	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 7 年 度

八戸市後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号

令和7年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度八戸市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,395,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		2,331,233	2,370,476	△39,243
	1 後期高齢者医療保険料	2,331,233	2,370,476	△39,243
2 使用料及び手数料		1	1	0
	1 手数料	1	1	0
3 国庫支出金		35,728	33,528	2,200
	1 国庫補助金	35,728	33,528	2,200
4 繰入金		1,022,506	1,003,151	19,355
	1 他会計繰入金	1,022,506	1,003,151	19,355
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 諸収入		6,231	6,243	△12
	1 延滞金、加算金及び過料	200	200	0
	2 償還金及び還付加算金	6,000	6,000	0
	3 雑入	31	43	△12
歳入合計		3,395,700	3,413,400	△17,700

後期高齢者医療特別会計
(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 総 務 費		114,062	104,070	9,992
	1 総 務 管 理 費	55,563	50,406	5,157
	2 徴 収 費	58,499	53,664	4,835
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,275,638	3,303,330	△27,692
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,275,638	3,303,330	△27,692
3 諸 支 出 金		6,000	6,000	0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,000	6,000	0
歳 出	合 計	3,395,700	3,413,400	△17,700

令和 7 年 度

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第15号

令和7年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度八戸市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 繰入金		千円 15,171	千円 15,493	千円 △322
	1 他会計繰入金	15,171	15,493	△322
2 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
3 諸収入		30,328	33,806	△3,478
	1 貸付金元利収入	30,325	33,803	△3,478
	2 雑入	3	3	0
4 市債		18,000	18,600	△600
	1 市債	18,000	18,600	△600
歳入合計		63,500	67,900	△4,400

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 総 務 費		6,178	6,200	△22
	1 総 務 費	6,178	6,200	△22
2 母子父子寡婦福祉資金貸付費		57,322	51,720	5,602
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	57,322	51,720	5,602
(公 債 費)		0	9,980	△9,980
	(公 債 費)	0	9,980	△9,980
歳 出	合 計	63,500	67,900	△4,400

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度母子福祉資金貸付金	令和8年度から 令和13年度まで	千円 41,000
令和7年度父子福祉資金貸付金	令和8年度から 令和13年度まで	13,100
令和7年度寡婦福祉資金貸付金	令和8年度から 令和11年度まで	6,600

第3表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 18,000	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 <small>（ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）</small>	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 7 年 度

八戸市産業団地造成事業特別会計予算

議案第16号

令和7年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算

令和7年度八戸市の産業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 282,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和7年2月25日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 繰入金		千円 63,199	千円 18,400	千円 44,799
	1 他会計繰入金	63,199	18,400	44,799
2 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
3 市債		218,800	283,600	△64,800
	1 市債	218,800	283,600	△64,800
歳入合計		282,000	302,000	△20,000

産業団地造成事業特別会計

(歳出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 産 業 団 地 整 備 事 業 費		218,894	283,600	△64,706
	1 産 業 団 地 整 備 事 業 費	218,894	283,600	△64,706
2 公 債 費		63,106	18,400	44,706
	1 公 債 費	63,106	18,400	44,706
歳 出	合 計	282,000	302,000	△20,000

第2表

継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
1 産業団地整備事業費	1 産業団地整備事業費	産業団地整備事業	1,460,300	令和7年度	150,600
				令和8年度	793,800
				令和9年度	515,900

第3表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	千円 218,800	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。